

入会のしおり

令和7年4月

公益社団法人 群馬県薬剤師会

〒371-0013 前橋市西片貝町5丁目18番地36

電話 027(223)7736

FAX 027(223)5308

ホームページ <https://www.gunyaku.or.jp>

E-mail jimu@gunyaku.or.jp

☆ 薬剤師と薬剤師会

薬剤師には、医師・歯科医師とともに国民の保健医療を担う専門職として大切な役割があります。

全国組織である日本薬剤師会は、全薬剤師の意思を代表する唯一の組織となっており、その下部組織として各都道府県単位に薬剤師会が設置されております。

「公益社団法人 群馬県薬剤師会」は、県内に12の地域薬剤師会(保健福祉事務所単位)があります。

薬剤師会は、薬剤師の職能団体として日進月歩する薬学、薬業に即応する強い連携をもち、幅広い活動を続けております。

医薬分業が進む中で、薬剤師が社会的活動を行うとき、薬剤師の団結する会がなければ、社会的評価や地位の向上は難しく、知識の向上を図るためにも是非皆様のご入会を心からお待ちしております。

薬剤師会は薬剤師の地位を守り、職能を十分に発揮し、県民の健康維持・増進に寄与するために活動しております。

以下、本会の沿革・組織・事業・入会手続き等をお読みいただき、ご不明の点については本会事務局または最寄りの地域薬剤師会にお尋ねください。

☆ 群馬県薬剤師の沿革

本会は、群馬県内の各地域の薬剤師会を統合する団体で、明治以来続く伝統ある公益社団法人です。

明治22年 上毛薬学会結成

明治38年 日本薬剤師会群馬支部発会

昭和 2年 公益法人群馬県薬剤師会発会

昭和18年 法律による強制加入の薬剤師会となる

昭和23年 新薬事法による任意加入の群馬県薬剤師協会設立

昭和24年 社団法人 群馬県薬剤師会に改組

平成24年 一般社団法人 群馬県薬剤師会に認定

令和 5年 環境衛生試験センター分離

令和 7年 公益社団法人 群馬県薬剤師会に認定

☆ 本会の現状(令和7年3月末日現在)

総会員数 1,218 名

・A会員(薬局等の管理薬剤師等) 809 名

・B会員(主として勤務薬剤師等) 406 名

・新賛助会員 3 名

開局薬剤師、病院・診療所薬剤師、公務員、製薬・研究機関従事者、大学教員、一般用医薬品販売従事者等あらゆる職域の薬剤師が加入しています。

☆ 事業

本会は、薬学及び薬業の進歩発展、薬剤師職能の向上、薬事衛生の普及・啓発、医薬品の適正使用等を目的とする事業を行っています。

これらの事業推進のため、学術大会や各種講習会・研修会の開催、薬に関する相談・助言、月刊「日本薬剤師会誌」、季刊「群馬県薬剤師会会報」等各種刊行物の配布・配信、また、事業活動を行うための各種委員会が常置されております。

また、ホームページを開設し、会員及び一般の方への情報の提供を行っています。

会の重点事業施策

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展
- (2) 薬剤師の職能の向上に関する事業及び公衆衛生の普及・指導
- (3) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献
- (4) 優良医薬品の普及及び医薬品流通の適正化
- (5) 薬事衛生の普及・啓発
- (6) 地域医療への貢献及び医療安全の確保
- (7) 学校等における環境衛生及び薬事衛生などの活動
- (8) 災害時等の医薬品の確保・供給
- (9) 日薬、地域薬剤師会及び職域等薬剤師会との連携、協力及び支援

☆ 会員の特典

- 1 日本薬剤師会雑誌、群馬県薬剤師会会報、その他刊行物の配布
- 2 各種図書の斡旋
- 3 メール等による各種情報の提供
- 4 薬剤師会等主催の講習会、研修会の案内及び参加
- 5 日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)の無料利用
- 6 本会の事業を行う委員会の委員としての活動
- 7 本会の顧問弁護士への相談等
- 8 薬剤師賠償保険、個人情報漏洩保健、休業補償保険、長期休業補償保険、
日本薬剤師会共済部への加入、並びにガン保険等の団体保険への加入
- 9 薬機法に基づく医薬品検査施設の利用契約

※メールニュースの配信を希望される場合には、別途メーリングリストに登録が必要となります。

☆ 入会の手続き

次の会員区分に従って手続きをしてください。

1 A会員(薬局等の管理薬剤師または開設者)

店舗等の所在地の地域薬剤師会長(以下「地域」という。[別紙参照])へ申し出て「入会申込書」を入手し、地域の入会許可を得た後、「入会申込書」に地域会長が作成する「入会報告書」と、「入会金・年会費」(口座振り込みの場合には、振り込みをしたことが証明できる書類の写し)を添えて、県薬事務局へ郵送もしくは持参してください。

なお、各地域の入会金及び年会費等については、地域により異なりますので、当該地域にお問い合わせください。

2 B会員(勤務薬剤師等)

県薬事務局へ電話でお問い合わせしていただくか、ホームページより「入会申込書請求用紙」をダウンロードして、必要事項を記載のうえメールまたはFAXにてご送付いただければ、「入会申込書」を送付いたします。

その後「年会費」を下記口座にお振り込みのうえ、「振り込みをしたことが証明できる書類の写し」を「入会申込書」に添えて、県薬事務局へお送りください。

なお、ご不明な点は県薬事務局へお問い合わせください。

振込先口座

群馬銀行 片貝支店 普通 0030160

シャ)グンマケンヤクザイシカイ カイチョウ タジリコウタロウ

※恐れ入りますが振込手数料は貴方にてご負担ください。

※ 令和7年度より、日薬及び県薬に入会(会員資格の取得)するにあたり、理事会の承認手続きが必要になりました。

入会の申込み時期により、手続きに1~4か月を要しますがご了承願います。

具体的には次のとおりになります。

① 5月入会 (3~4月入会受付)

② 9月入会 (5~8月入会受付)

③ 11月入会 (9~10月入会受付)

④ 3月入会 (11~2月入会受付)

☆ 会員の種類と会費等の種別

正会員(A会員) …… 薬機法に定める薬局等の事業所の管理薬剤師等

正会員(B会員) …… A会員以外の薬剤師(勤務薬剤師等)

賛助会員 …… 薬機法に定める薬局等の事業所を開設する非薬剤師等

種類	A会員	B会員	賛助会員
年会費	31,050円	13,800円	13,800円
※日本薬剤師会 会費を含む	(15,525円)	(6,900円)	(6,900円)
	※()内は10月～3月に入会の場合		
入会金	200,000円	0円	0円
差等割会費	保険薬局に対し処方箋受取 回数に応じて年4回 (5・8・11・2月)請求		

◇ 薬事情報センターのご案内

薬事情報センターでは、次の事業を行っています。

- 1 会員からの保険調剤請求に係る質問の受付及び情報提供
- 2 群馬県民の方からの薬に関する一般的な質問の受付
- 3 アンチ・ドーピングに係る相談受付
- 4 ホームページ、FAX、メール及び会報による各種情報の提供
- 5 調剤事故及び偽処方箋等の情報受付

公益社団法人 群馬県薬剤師会 〒371-0013 前橋市西片貝町 5-18-36	
事務局	TEL 027(223)7736 FAX 027(223)5308
薬事情報センター	TEL 027(243)6650 FAX 027(223)5308